通所介護事業所　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。（熊本県指定第4372700841号）

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

１．　事業者

名　　称	社会福祉法人　やまなみ会 通所介護事業所　福祉サービスセンターほっと館
代 表 者	（理事長）岩本　浩治　　（管理者）下城　和明
所 在 地	（法　人）熊本県阿蘇市黒川431 TEL0967-35-5311　FAX0967-35-5333 （事業所）熊本県阿蘇郡産山村大利657-2 TEL0967-25-2233　FAX0967-25-2281
設立・開設年月日	（法人）平成８年９月１日設立　（事業所）平成１２年４月１日開設
事業の実施地域	産山村・阿蘇市・竹田市

２．　営業日及び営業時間

営　業　日	毎週　月曜日～土曜日　ただし、1/1～1/3を除く
営 業 時 間	午前９時３０分～午後４時３０分
受 付 時 間	午前８時３０分～午後５時３０分
定　休　日	毎週　日曜日
利 用 定 員	２５名

※ 上記のサービス提供時間は介護保険報酬適応のサービス提供時間であり、これ以外にも対応しております。担当者までお問い合わせ下さい。

３．職員の配置状況

＜主な職員の配置状況＞　（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職　　種	配置数	資　　格	指定基準
管理者	１名（兼務）		1

生活相談員	２名（内、１名は兼務）	介護福祉士	1
介護職員	４名以上（内、１名は兼務）	介護福祉士	3
看護職員	１名以上（兼務）	正看護師・准看護師	1
機能訓練指導員	１名以上（兼務）	正看護師・准看護師	1

＜主な職種の勤務体制＞

職　　種	勤　務　体　制
管理者	勤務時間　：　８：３０　～　１７：３０
生活相談員	勤務時間　：　８：３０　～　１７：３０
介護職員	勤務時間　：　８：３０　～　１７：３０
看護職員	勤務時間　：　９：００　～　１６：３０
機能訓練指導員	勤務時間　：　９：００　～　１６：３０

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

（１）　介護保険給付サービス

種　　類	内　　容
日常生活上の援助	①食事の介助 利用者の状況に応じて適切な摂食等の介助を行います。 ②排泄の介助 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。 ③移動の介助 利用者の状況に応じて適切な移動介助を行いながら、転倒等事故の防止に努めます。 ④養護（休養） 利用者の状況に応じて、送迎、食事、入浴後等に、適切かつ必要な休養がとれるよう配慮を行います。
健康状態の確認	看護職員により、血圧等健康チェックを行い、健康状態の把握に努めます。
入浴	利用者の希望により、入浴サービスを行います。 入浴又は清拭を行います。 歩行が困難で浴槽への出入りができない方もリフト浴槽での入浴が可能です。
機能訓練	利用者の希望により、次の機能訓練サービスを行います。 ・日常生活動作に関する訓練 機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に適合した機能訓練を行い、心身機能の低下を防止するよう努めます。

	・行事、レクリエーション、趣味活動等 利用者の心身の活性化をはかり、サービス利用を実りあるものとするため、適宜行事、レクリエーション、趣味活動を企画します。
送迎	送迎を希望される利用者については専用車輌により送迎を行います。 また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行います。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（２）　介護保険給付外サービス

サービスの種類	内　　容
食　　事	利用者の希望により、昼食を準備します。 栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の心身状況に配慮し、バラエティに富んだ食事を提供します。 １食当たり　６５０円
送迎サービス (実施地位外からの利用の場合)	事業の実施地域（産山村、阿蘇市、竹田市）を超える居宅からご利用される場合に実施地域を超えたところから交通費をご負担頂きます。 1ｋｍ当たり　　３７円（片道）
紙パンツ等	利用者の希望により、紙パンツや尿取りパットの提供を行います。 紙パンツ、紙おむつ　１枚１３０円　パット　１枚８０円
複写物の交付	利用者、代理人の希望により、サービスの提供の記録を受付時間中いつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担頂きます。１枚当たり　１０円

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金のうち各利用者の負担割合に応じた介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

☆　ご契利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払となります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

サービス料金表

(1)　介護保険給付サービス（１回当たり）　　（単位：円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	658	777	900	1,023	1,148
入 浴 加 算(Ⅰ)	40	40	40	40	40
食　　費	530	530	530	530	530
合　　計	1,228	1,347	1,470	1,593	1,718
備　考	・入浴加算、食費については希望者のみの負担となります。 ・送迎については介護サービス費に含まれています。 ・食費は、介護保険給付対象外の費用となります。 ・介護職員処遇改善加算Ⅱロ 11.8%介護サービス費に加算されます。 ・負担割合証の割合に応じて介護保険給付費が（１割から３割）変更になります。 ・生活機能向上連携加算Ⅱ200単位加算されます。（希望者のみ） ・科学的介護推進体制加算40単位加算されます。				

(2)　利用料金のお支払い方法

当月のご利用等の請求書を翌月１０日までに発行いたしますので、翌月末までにほっと館窓口にてお支払い下さい。

(3)　利用の中止、変更、追加

・　利用予定日の前にご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

5.　苦情の受付けについて

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受付けます。

○　苦情受付窓口

職名：　生活相談員　　担当者：　雪井　ルミ

○　苦情解決責任者

職名：　管理者　　担当者：　下城　和明

○　受付時間　　毎週　　月曜日～土曜日

８時３０分　～　１７時３０分

℡0967－25－2233　又は苦情受付ボックス（玄関に設置）

○　苦情処理手順

利用者等から苦情等の申し出があった場合、まず、上記担当者が内容を伺い、下記Ａ及びＢの手順により処理します。

苦情内容及び処理経過については、苦情処理台帳として記録保存し、その後のサービス提供に活用します。
苦情等の処理は他の業務に優先して迅速に行うものとし、次回のサービス提供時までには解決し、利用者の方が安心してサービスの提供を受けられるよう最大限の努力を行います。

Ａ　苦情を申し立てられた方に内容等説明を行うことにより、苦情がその場で解決可能なものであれば、その場で速やかに同意を得、解決を図ることとします。この場合も、必ず管理者に報告します。

Ｂ－１苦情がその場で解決困難なものであった場合、苦情の原因となっていることについて、訪問による利用者等からの聞き取り及び担当従業者への聞き取りにより事実を詳細に把握します。

Ｂ－２その後、翌日までには事業所内で検討会議を開き、当事業所が改善すべき点を整理した苦情処理策を作成し、その日のうちに利用者等に説明し同意を得ます。

Ｂ－３上記の苦情等の内容及び処理経過については、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を担当している介護支援専門員（ケアマネージャー）にその都度報告し、必要な指示を受けます。

Ｂ－４管理者は、利用者等からの苦情のあった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているかを、担当従業者のみならず、利用者等にも確認し、改善されていないと判断される場合は、職員教育を徹底して速やかな改善を図り利用者等の意向に沿ったサービス提供がなされるように十分配慮します。

Ｂ－５上記の流れにより苦情の処理を図った後も、利用者及び担当介護支援専門員とは常時連携を図り、同じような苦情が再発しないように十分注意してサービス提供を行います。

（２）行政機関その他苦情受付け機関

産山村役場健康福祉課	所 在 地　熊本県阿蘇郡産山村山鹿488-3 TEL/FAX　0967-25-2211/0967-25-2864 受付時間　8：15～17：15
国民健康保険団体連合会	所 在 地　熊本市東区健軍2丁目4番10号 TEL　　096-214-1101（苦情相談窓口専用） 受付時間　9：00～17：00
熊本県社会福祉協議会	所 在 地　熊本市中央区南千反畑町3番7号 TEL　　096-324-5454 受付時間　9：00～17：00

６．事故発生時の対応、損害賠償

１）ご利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該ご契約者の家族、当該ご契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

２）ご利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

7．第三者評価の実施状況

第三者による評価	1　あり	実施年月日	
		評価機関名称	
		評価結果の開示	1あり　　2なし
	2　(なし)		

通所介護サービス・介護予防サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所　　福祉サービスセンターほっと館

説明者　職　名　生活相談員

氏　名　雪井　ルミ　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス・介護予防サービスの提供開始に同意しました。

利用者　住　所

氏　名　代　　㊞

私は、利用者同様に説明を受け内容を理解しました。本人の意志を確認した上、代理人として署名します。

代理人　住　所

氏　名　　㊞

個人情報に関する同意書

通所介護サービス従業者が、居宅サービスの業務上知り得た情報並びにご家族様等の個人情報を、サービス担当者会議の開催又は関係居宅介護支援事業所との連携を図るなど、正当な理由がある場合、その情報を用いること及び必要な情報を収集することに同意します。

利用者　住　所

氏　名　　㊞

代理人　住　所

氏　名　　㊞

令和　　年　　月　　日

重要事項説明書付属文書

１．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員　　ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員　ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員　　主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護・介助等も行います。

機能訓練指導員　ご契約者の機能訓練を担当します。

２．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）　ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」（ケアプラン）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは、次のとおりです。

①　当事業所の生活相談員に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

②　その担当者は、通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③　通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。

↓

④　通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。

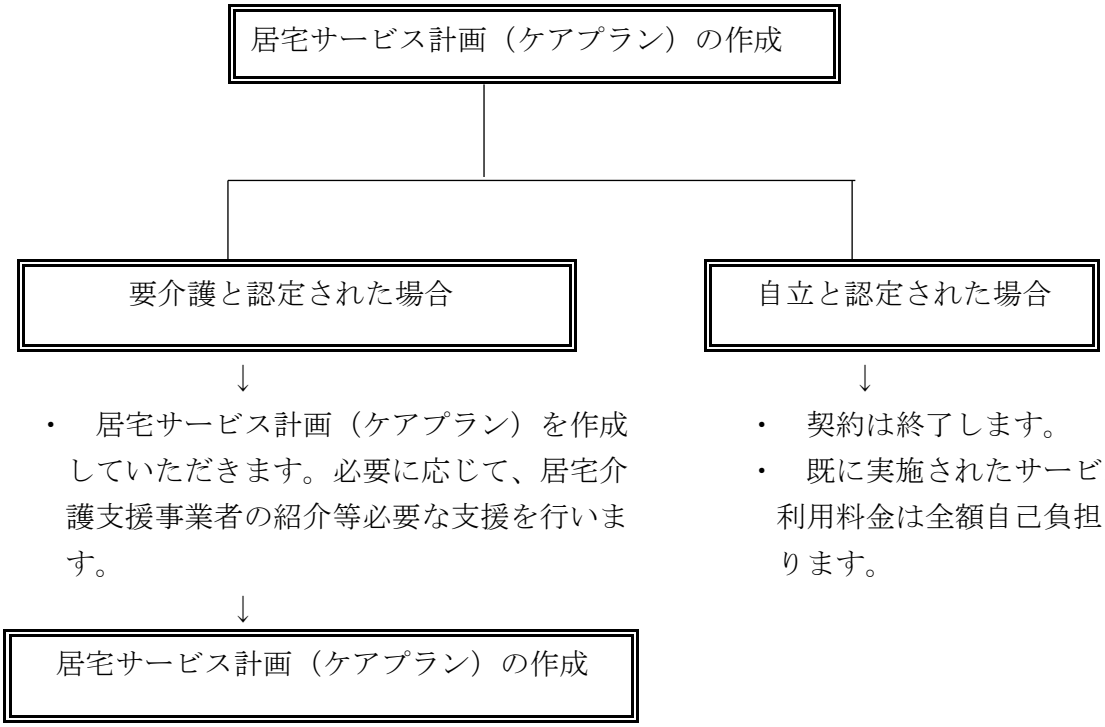
（２）　ご契約にかかる「居宅サービス計画」（ケアプラン）が作成されていない場合のサービス提供の流れは、次のとおりです。

①　要介護認定を受けている場合

・　居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
・　通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
・　介護保険給付対象サービスについては、利用料金の１割（自己負担額）をお支払いいただきます。
・　作成された居宅サービス計画に添って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

② 要介護認定を受けていない場合

・ 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
・ 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
・ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払）



・ 作成された居宅サービス計画に添って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
・ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

４． サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮し義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
② 非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともにご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た

ご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

５．　サービスの利用に関する留意事項

（１）　施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも拘らず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に服していただくかまたは相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（２）　喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

６．　損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

７．　サービス利用をやめる場合（契約の終了）

契約の有効期間は、契約締結日の日から６カ月ですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に６カ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①　ご契約者が死亡した場合

②　要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③　事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④　施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤　当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

⑥　ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照下さい。）

⑦　事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は、以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の３日までに「解約届出書」をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することはできます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院された場合
④ ご契約者の「居宅サービス計画」（ケアプラン）が変更された場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３カ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも拘らず、これが支払われなかった場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。